

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧
対照表

改 正 案	現 行
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び第30条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の墨田区規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬を基礎として墨田区規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第16条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下この条及び第30条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の墨田区規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u>を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>[同左]</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬を基礎として墨田区規則で定める額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u>を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。